

議 第 2 号

寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別記意見書を
関係行政庁に提出するものとする。

令和 7 年 6 月 2 0 日 提 出

提案者 総務文教委員長 高 野 良 之

令和 7 年 6 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書（案）

地方公務員の給与改定は、国の職員、民間事業の従事者等の給与その他の事情を総合的に勘案した上で方針が決定されるどころ、昨年8月、人事院は、冬季間の寒冷・積雪による暖房費等の補填を目的とする国家公務員の寒冷地手当について、支給地域を大幅に改定する旨を勧告し、その影響は地方自治体にも広がりつつある。

今回の改定には、長野県内の支給地域の縮小も含まれるが、その根拠とされる気象庁による「メッシュ平年値2020」は、豪雪地帯対策特別措置法上の豪雪地帯である自治体の平均積雪量を0cmと推計するなど、地域の実態とは異なる点もあり、寒冷地の判定に適したデータであるとは言い難い。

地方自治体においては、職員の生活への影響、人事異動に係る管理上の支障等を懸念し、支給地域を縮小しないことなども検討されているが、寒冷地手当の支給総額が、改定後の国基準で支給した場合の総額を上回る場合、その超過分に相当する特別交付税が減額となるため、各自治体の独自の判断による支給地域の維持は難しい。

よって、中野市議会は、国に対し、寒冷地手当の支給地域等の適正化を図り、冬季間の公務員の負担を軽減するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請するものである。

記

- 1 寒冷地の判定に際しては、気象庁によるメッシュ平年値のみならず、様々なデータを参考とした上で、地域の実態に即して判断することとし、昨年8月の人事院勧告による支給地域の改定については見直しを行うこと。
- 2 地方自治体が支給地域を縮小せず、寒冷地手当の支給総額が改定後の国基準を上回った場合においても、特別交付税の減額措置は行わないこと。